

地域行政の新たな展開に向けて

宮崎 健二

MIYAZAKI, Kenji

(世田谷区政策経営部長)

小川 貴明

OGAWA, Takaaki

(世田谷区地域行政担当部地域行政担当課地域行政担当係長)

1 世田谷区の地域行政制度

世田谷区では、平成 24 年度、地域行政制度の本格的な見直しに着手した。平成 23 年 3 月の東日本大震災をきっかけとして、「地区力の強化」を図り、地域コミュニティの発展を目指すものである。

地域行政は、平成 3 年 4 月に、他の自治体に先駆けて、開始された。当時の理念を綴る資料には、次のような定義がなされている。地域行政制度とは、「都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施するしくみ」。地域行政とは、「地域行政制度あるいは、これに近いしくみによって地域的によりきめ細かな施策、サービスを展開すること」としている。

また、地域行政を推進する課題として、①地域課題の解決、②行政サービスの向上、③行政運営の適正化、④街の整備の推進、⑤コミュニティづくり、⑥地域福祉の展開、⑦区民参加の推進の 7 つを挙げている。さらに、この地域行政を検討するうえで、区では、昭和 54 年 6 月には、「地域行政基本方針」を定めているが、検討に当たっての指針として、①地域（地域事務所、出先機関）への事務事業、権限の移管については、基本的に地域性を重視し、あわせて効率性、専門性、技術性等を考慮する、②本所、地域を問わず、組織、人員、経費は最小限におさえる、としていることにも注目しておく必要がある。

平成 5 年 3 月に「地域行政のあゆみ」という世田谷まちづくりの記録を刊行している。その冒頭に、当時の基本構想審議会の会長の佐藤竺さんと当時の大場啓二区長が対談形式で、地域行政発足を振り返っている。お二人の対談の詳細はスペースの関係で紹介できないが、要約するとこのようなやりとりである。

- ① まちづくりの拠点、あるいはコミュニティの拠点として総合支所とか出張所とか位置づけてきたことは非常に大事である。
- ② 職員と区民が一緒になって地域を考えることが大切である。
- ③ 区政でも区民参加という動きがあり、区民も行動する区民に変わってきた。そういう状況に応えていくためには、総合支所をきちんと置いて、きめ細かく、しか

も多様なそれぞれの地域に合ったかたちでやっていかなければいけない。

また、先ほどの資料の編集後記に、次のようなまとめを大場啓二区長は綴っている。「国の行政構造を改革して、地方分権を進める動きが、最近の地方自治行政のキーワードになりつつあります。世田谷区が地域行政の方針を打ち出し、地域における「地方分権の仕組みづくり」を先取りしたのは昭和53年で、新たな基本構想を策定したときです。(中略)検討に着手してから13年。この間の地方制度調査会の答申やら、都区制度改革に向けた具体的な動きをみるにつけ、地域に密着した行政を展開するという、私たちの行政選択は間違っていなかったとの思いを強くしている次第です。」

このような理念、指針に基づき、地域行政制度が出来上がり、今日の姿があるわけだが、この間、後述する定数抑制やIT活用など、さまざまな経過をたどることとなる。とくに、平成17年の改正では、出張所からまちづくりセンターへの転換を図ることとなり、区民、議会から、さまざまな意見が寄せられている。現在、地域行政の見直しに着手したことは冒頭に述べたとおりであるが、平成24年度の報告としてまとめた内容は、急務となっている「防災、災害対策」の面からアプローチしている。今後、地域行政の展開をどのような方向に進めていくのか議論を進めているが、そのことを考察する上で、まずは、この間の取り組みを整理する。

2 地域行政制度の変遷

地域行政制度発足後さまざまな経過をたどり現在に至っているが、本稿で、まず取り上げたのは、区政としても大きな変革となった平成17年度改革以降の「出張所改革」についてである。

はじめに、平成17年の出張所改革の報告をもとに概要や改革の考え方について触れていく。

出張所(まちづくり出張所を含む)は、窓口業務とともに地区の活動団体等の支援などに大きな役割を果たしている。しかし、少子高齢化が進む中で、より一層の地域コミュニティの活性化が求められており、また、地区まちづくりの現状は地区の事情に応じて異なっており、将来に向けた取り組みも多様である。一方で、ICT化による電子政府世田谷の進展や区民生活の多様化などに対応した窓口サービスの向上の観点から、出張所における一層の事務の効率化を図る必要があった。

厳しい財政状況にある中で、区民の目線から見た改革という点から、限られた財源や人的資源を有効に活用し、新たな出張所を見出していく必要がある。そこで、地区まちづくり支援の強化と窓口サービスの効率的な運営を両立させるという理念・基本方針のもと、出張所改革を実施することとした。

このため、窓口サービスについては、区民の利用動向を勘案し、利用の多いところに窓口サービスを集約し、できる限りの効率化を図るとともに、高齢者等にも配慮しながら、

時代に即した証明書自動交付機（以下、「自動交付機」という。）等のICTの活用等を進めることとした。

このことにより、電子政府世田谷の実現と地域コミュニティの一層の発展を目指すため、27か所の出張所を7か所の「出張所」と20か所の「まちづくり出張所」に再編した。具体的な主な実施内容は、下記のとおりである。

① 窓口サービス

住民票の写し等の諸証明書交付事務など窓口サービスについて、比較的交通の便の良い、世田谷総合支所区民係、烏山出張所、用賀出張所（分室含む）、等々力出張所、太子堂出張所、成城出張所、経堂出張所、北沢出張所の8か所（出張所等全体の4分の1）で出張所等全体の窓口事務全体の処理件数の約5割を占め、取扱件数に較差が生じていることから、駅周辺の7か所の出張所に集約した。他の20か所の出張所については、国民健康保険証の再交付など一部の事務と相談を行うこととした。

また、窓口事務の年間合計処理件数は、住民票の写し、印鑑登録証明書、納・課税証明書の諸証明交付事務が全体の71%を占めていることから、これらの事務に対応する自動交付機を平成16年11月から出張所等32か所（38台）に順次設置して窓口サービスの利便性、効率性の向上を図った。

② 地区まちづくり支援

地区まちづくり支援については、渉外事務として町会・自治会、日本赤十字社、社会福祉協議会、青少年地区委員会などの地域活動団体への事業協力や共同募金への支援、地域振興として身近なまちづくり推進協議会、ごみ減量・リサイクル推進委員会、ミニコミ紙編集委員会の事務局などの地区まちづくり事務等、まちづくり支援業務を引き続き行うとともに、各地区の特性に応じた各種支援業務を行うこととした。

また、窓口や執務スペースのレイアウトを変更したこと等により生み出したスペースに、新たに「活動コーナー」を設置して区民等のまちづくり活動に提供し、まちづくりの強化とコミュニティ活動の活性化を図った。

③ 新たなサービス

多様な区民ニーズに的確に応えるため、自動交付機の導入やコンビニエンスストアでの住民税（普通徴収分）等の収納、土曜日窓口の試行や福祉相談を実施し、全体としての区民サービスの維持、向上を図った。

前述の改革については、平成19年度に、窓口サービス、地区まちづくり支援など5つの観点から総体的評価を行い、平成20年3月に「出張所改革の評価・検証」をまとめた。

この評価・検証の総体的評価では、「平成17年の出張所改革は、区政にとって、大きな

改革であるため、引き続き、出張所改革の理念・基本方針や区全体としての経営改善効果、再編された出張所・まちづくり出張所の体制などについて、区民等のさらなる理解を得るため、その定着に向けてたゆまぬ努力を続けていく必要がある。」とまとめている。さらに、今後の主な取組みとして、以下のような主な課題、並びに改善に向けての提言がされた。

① 土曜日窓口の拡大開設

各地域1か所の出張所で土曜日窓口の通年開設

② 地域コミュニティ活性化支援事業の見直し

町会・自治会等をベースに、地域活動団体と連携した課題解決への支援により資する事業形態への見直し

③ 福祉相談の見直し

相談機能は残しつつ、「介護予防講座」の充実を図る方向で見直し

④ まちづくり出張所の名称変更

より区民に分かり易く親しみやすい名称とする観点から、区民等の意見をいただきながら改善を検討

また、「出張所改革の評価・検証」で提言された、今後取り組むべき課題のひとつである「まちづくり出張所」の名称について、地区まちづくりの支援の強化をさらに進める観点から、より区民に分かりやすく、親しみやすい名称とするための検討をすることとし、このため、検討組織を立ち上げ、「まちづくり出張所」の名称の改善に向けて検討を行い、平成21年1月に「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」をとりまとめた。

以下にある、評価・検証による課題に関しても、区民や区議会からの提案や意見等を踏まえ、必要な改善に向けた提言を行い、今後取り組むべき課題についても、出張所改革の評価・検証の後、順次対応するなど、その定着に向けたたゆまぬ努力を続けるとした。

① 土曜日窓口の拡大開設

太子堂出張所以外での土曜日窓口の開設にあたっては、平日の窓口の混雑を緩和させる方策として、また、区民サービスの向上の観点から、太子堂出張所を含め、北沢出張所、等々力出張所、成城出張所、烏山出張所の計5か所で、平成18年、19年の3月、4月にそれぞれ3回、土曜日の臨時窓口を開設し、一定の成果を挙げた。こうした取り組みを踏まえ、平成20年3月22日（土）より、同じ5か所で通年での土曜日窓口の開設（第2土曜日、祝日、年末年始は除く。）を本格実施した。

② 地域コミュニティ活性化支援事業の見直し

3年間実施してきた中で一定の成果はあったが、当初の目的であるコミュニティ醸成の視点が希薄になってきた面や、全区レベルでの助成事業としたため、地域活動団体の詳しい活動内容や課題が見えにくくなった面もあった。そこで、平

成 20 年度より、町会、自治会などの地縁団体や P T A や N P O 等他の地域団体とのつながりを前提にした事業で、地域の課題に取り組み、地域に貢献する活動を支援する「地域の絆再生支援事業」として、見直しを実施した。

③ 福祉相談の見直し

平成 17 年 7 月から、出張所（3 か所）とまちづくり出張所（19 か所）の 22 か所で、毎週水曜日（午後 1 時 15 分～4 時 15 分）に高齢者の介護等に関する福祉相談をスタートしたが、利用状況に若干上向き傾向は見られるものの低調で推移していた。そうした状況を踏まえ、地区における介護予防の取り組みを強化する観点から、相談機能は残しつつ平成 20 年度から「介護予防講座」の充実を図る方向で見直しを行った。

④ まちづくり出張所の名称

区議会等から「出張所とまちづくり出張所の区別がつきにくい」など、「まちづくり出張所」の名称の見直しに向けた提案等を受けたことなどを踏まえ、出張所改革評価・検証検討部会では、各所での区民からの声なども考慮の上、より区民に分かりやすく親しみやすい名称とする観点から、「名称の変更を具体的に検討していく必要がある。」との意見をとりまとめ、出張所・まちづくり出張所等に対して、名称変更検討のための提案を募集したところ、13 の名称案が提出され、今後は、これらの案を参考にして、あらためて区民等の意見を踏まえながら改善を図っていく必要があるとした。

⑤ まちづくり出張所に関する P R の充実

まちづくり出張所から出張所等を案内した件数は、減少してきているとはいえ、一定程度の案内を行っている状況がある。出張所・まちづくり出張所の窓口取扱業務の内容等については、既存のリーフレットを活用するとともに、区のホームページによる案内内容のさらなる充実を図るなど、引き続き P R を行っていく。

そして「まちづくり出張所」の名称について、区民等からの意見なども参考にして、「出張所」と識別でき、かつ親しみやすい名称とする観点から、新たな名称を選定し、平成 21 年 10 月に「まちづくり出張所」から「まちづくりセンター」へと名称を変更することとなった。

また、まちづくり出張所は、様々な相談を受ける最前線の窓口であり、出張所・まちづくり出張所の地区まちづくりの拠点としての役割には、一層期待が高まっており、名称変更を契機に、より地域に親しまれ、その機能を十分果たしていくことが重要となり、地域コミュニティの活性化に向けた地区まちづくりの充実の取り組みについても以下のようにまとめている。

① 地区まちづくりの充実

(基本的な方向) 災害時の対応や相談機能をはじめ、地区まちづくり支援の充実を図っていく。

(定着への取組み) 「まちづくりセンター」の役割、出張所の窓口サービス、土曜日窓口の開設等の取組みの継続的なPRやホームページの充実、活動フロア等のさらなるPRなどを進める。

② 地域コミュニティの活性化

- ・ 地域行政制度の堅持のもと、出張所・まちづくり出張所、総合支所、本庁が一体となって「区民主体のまちづくり」を進め、地域コミュニティの活性化に向けて、全庁を挙げて取り組んでいく。
- ・ 「まちづくりセンター」は、出張所改革の理念・基本方針に基づき、より一層、区民等の参加と協働の機会の拡充を進め、さらなる発展を目指していく。

以上のように、出張所改革とその後の評価・検証を経て、現在に至っている。

次に、世田谷区の三層構造について、平成17年11月に「新たな地域行政の推進について」を報告した。世田谷区は、平成3年度より、全国に先駆けて地方分権の先取りとなる独自の地域行政制度を創設し、地域住民に密着した地域行政を推進してきたが、10数年を経過し様々な社会経済状況の変化の中で、新たな時代に適合した地域行政制度の再構築に取り組んだ。また、区では平成17年度から今後10年間の区政運営の指針となる「世田谷区基本計画」をとりまとめ、「魅力あふれる安全・安心のまち世田谷」を実現するために、「安全で安心なまち」、「魅力的で活力にあふれるまち」など5つの将来目標を示している。

この基本計画を推進していくためには、地区(出張所)・地域(総合支所)・全区(本庁)の三層分権型による世田谷区独自の地域行政制度を一層機能的、効果的に発展させること、新たな時代にふさわしい執行体制を確立していくため、厳しい社会経済状況の下、少子・高齢社会の進展や地域社会の変容、高度情報化社会の飛躍的な進展、地方分権の推進など地域社会を取り巻く状況の変化と、今までの地域行政制度の取り組みを評価・検証した結果を踏まえ、新たな基本計画を実現するための執行体制の基本方針として、今後の地域行政制度のあり方を示した。

この報告では、新たな基本計画や社会経済状況の変化、危機管理への対応力の強化、制度の評価等を踏まえて、これからの時代にふさわしい地域行政を推進するための全体像として、区民主体・協働のまちづくりによる「区民自治の充実・強化」と、サービスの質の向上、スピード、スリム化による「行政運営の簡素化、効率化」、利便性の向上、区民参加の促進のための「IT化の推進」の3点を基軸として、総合的に取り組むなど、基本的な考えを示した。

また、世田谷区における三層制(地区、地域、全区)における行政組織の基本的な役割と執行体制のあり方について、下記のように整理した。

① 新たな出張所（地区）

地区まちづくりの強化と窓口サービスの効率的な事務運営を両立させた、これからの時代にふさわしい新たな出張所として、これまでの取組みに加え、福祉相談の実施や活動・交流の場の拡充、まちづくり支援の強化等を行うことにより、区民に一層開かれた地区まちづくりの拠点機能を果たす。その執行体制は、より身近な地区での区民との協働や支援を行う最前線として、区民に信頼されるコーディネート役としての役割を一層強化していく。

② 総合支所（地域）

防災・防犯対策や予防型保健福祉施策の推進、街づくり協議会への支援等、対人での総合的なサービスや区民参加が必要な事務等、地域レベルで実施することが適切である事務事業については、総合支所の役割とする。その執行体制は、評価等での課題を克服するため、本庁機能との役割を明確にするとともに、機能性、有効性等の観点から組織の簡素化、スリム化を図る。また、区民の主体的な取組みや区民との協働が必要な分野については、柔軟かつ的確な対応ができる組織体制に再構築する。

③ 本庁（全区）

全区的な統括・調整を基本に、一部行政サービス実施機関としての役割も持ち、専門性や迅速性、集中化によるメリットのある事務等本庁で実施することが効果的、効率的である事務については、総合支所から移管し本庁で取り扱う。その執行体制は、5領域を基本に、新たな制度改正への対応や区民にわかりやすい組織体制、スピードアップへの対応等のため、組織の再編、統合等を進める。

このように、世田谷区における三層制（地区、地域、全区）における行政組織の基本的な役割を整理し、執行体制見直しの基本的方向についても下記のとおり整理した。

- ① 三層構造を堅持し、「現場主義」の徹底、全庁的な危機管理態勢の強化、コミュニティ活性化を重視する。
- ② 対症療法型行政から予防型行政への転換を図る。
- ③ 定員適正化計画を着実に進めるとともに、全庁並びに外郭団体における幹部職員ポストの精査等、組織数を含め、全体として簡素化、効率化、スピードを目指す体制を構築する。
- ④ 区民、事業者にわかりやすい体制、窓口とするため、施策の類似性、法体系及びサービス利用者に応じた編成をとる。また、喫緊の課題に迅速かつ効果的に対応するため、課題別スタッフ制（担当部、担当課）をとる。
- ⑤ 少人数職場等については、積極的に統合し、組織のスリム化を進めるとともに、役割分担と責任の所在を明確にし、適正、かつ確実なチェック機能が働く組織体制とする。

⑥ 平成 18 年 4 月の体制については、施行後、概ね 4～5 年を経て改めて検証する。

この、平成 17 年 11 月の報告を受け、対症療法型行政から予防型行政への転換を目指し、地域行政における三層構造を堅持し、全庁的な現場主義の徹底、危機管理体制の強化、コミュニティの活性化を重視する、などを目的として平成 18 年 4 月に組織改正を行った。主な改正内容としては、総合支所の総合支所長と 3 部長（区民部長、保健福祉センター所長及び街づくり部長）の体制を見直し、総合支所長のもとに、これを補佐する副支所長を設置した。この間の出張所改革により、総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員数は、約 1,300 名（内出張所・まちづくりセンター約 300 名）が約 960 名（内出張所・まちづくりセンター約 220 名）となった。

ここで、世田谷区の職員数の推移について触れるが、以下の図のように、職員総数は、地域行政制度発足時の平成 3 年度の人数と平成 24 年度の人数を見比べると 1,000 名近く少なく、図中には記していないが平成 12 年度の清掃事務移管による職員の増加もあり、この間、約 20 年で 1,000 名以上の削減がされている。

総合支所の職員数については、平成 11 年度に各総合支所を 3 部体制としたことにより職員数が増加した時期もあるが、先に述べたように総合支所長と 3 部長の体制を見直し、総合支所長と副支所長の体制とし、総合支所の職員数が大幅に減ることとなった。また、出張所（まちづくり出張所（まちづくりセンター））の職員数については、平成 17 年の出張所改革により約 80 名削減している。

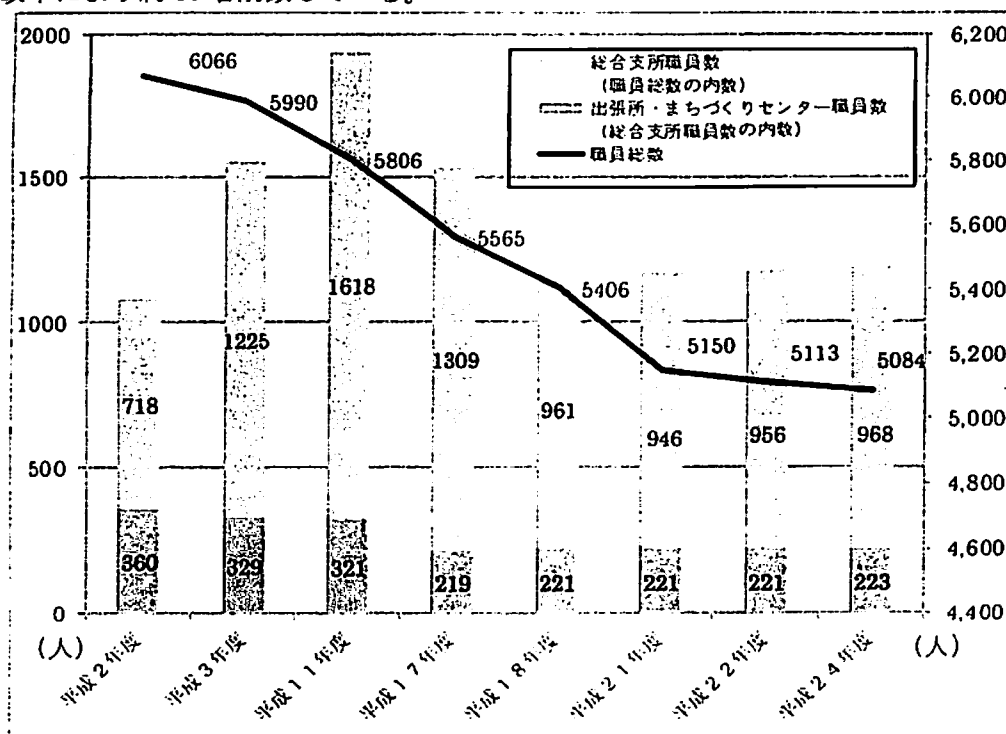


図 1 世田谷区職員数の推移（各年度 4 月 1 日現在の数値）

前述のように、出張所改革や三層制など行政組織の基本的な役割の整理など、執行体制の見直し等を経て、「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」（平成21年1月）の示した方向性の実現に向けた取組みを検討するため「まちづくりセンター検討会」を設置し、地区まちづくりの活性化へ向けた出張所・まちづくり出張所の取組み等の検討を進め、平成21年8月に「地区まちづくりの活性化への取組み（報告）」としてまとめ、地域コミュニティ活性化に向けた出張所、まちづくりセンターの取組みとして、5つの方向性を以下のようにまとめた。

（方向性1）ネットワークの拡充

地区の活動団体間のネットワークを強化し、区民が主体となって地区の課題解決に取組めるしくみづくりを推進する。

（方向性2）地域防災力の向上

災害時に支援が必要な方への援護など、地域の防災力の向上に努める。

（方向性3）あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携

地区ごとに設置されているあんしんすこやかセンターや福祉関連団体との連携により、高齢者の見守りを進める。

（方向性4）相談機能の充実

日常生活の困りごとや地区の課題などの解決を一緒に考え、相談に応じて適切に対応する。

（方向性5）地域情報の発信

活動コーナーを利用した団体のPRやホームページの活用などにより、地域情報の発信を充実していく。

この5つの方向性に基づき、地区まちづくり活性化に向けた取組みを着実に推進するため、出張所・まちづくりセンター職員等で構成するPT（プロジェクトチーム）を組織し、地区まちづくり活性化に向けた具体的な取組みについて、各地区共通の取組み指針を作成し、各出張所・まちづくりセンターは、この取組み指針により地区まちづくりを推進していくこととなった。

3 新たな地域行政制度の検討に当たって

ここまで、地域行政発足後の主な改正内容について触れてきた。少子高齢化の急速な進展などに並行して社会経済状況が大きく変容し、地域コミュニティの醸成を念頭に、同制度も改正を続けてきた。しかし、平成23年3月の東日本大震災を契機に、地域行政に求められる視点は、地域・地区の防災面の強化に集中する。既述の「地区まちづくりの活性化への取組み」（平成21年8月）における方向性2に掲げるテーマの実現が急務の課題となる。このような状況を踏まえて、先般、「地区力の向上と地区防災対策の強化について」（平

成 25 年 2 月) を取りまとめた。

以下、その概要は次のとおりである。

現在区では、地域行政制度の検討について、東日本大震災以降、改めて地域の絆やきめ細やかな防災対策が重要であるとの考えのもと、地域行政制度の見直しについて検討を進め、平成 25 年度の実施に向けて、地区力の向上に向けたネットワーク強化の取り組みと地区防災対策の強化について、重点的に検討を行った。

① 地区力の向上に向けたネットワークの強化

出張所・まちづくりセンターが事務局となり、地区社会福祉協議会やあんしんすこやかセンター等と連携し、さまざまなネットワーク活動を活かすとともに、これまで活動に参加していなかった区民、新たな活動団体等の参加も得ながら、より幅広く、総合的な情報交換の場として「地区情報連絡会」を開催し、連携強化とネットワークの拡充を行う。

② 地区防災対策の強化

地区防災活動の支援、減災に向けた普及・啓発等を、出張所・まちづくりセンターの職務として、改めて明確にするため、出張所処務規程等の改正を行う。併せて「地区防災支援担当」と位置づけ、平常時から看板等の設置をし、区民にわかりやすいものとする。

③ 出張所・まちづくりセンターの体制整備

出張所・まちづくりセンターが、「地区防災支援担当」として、地区防災の体制整備や普及啓発に取り組むため、「まちづくり担当係長」を「まちづくり・防災担当係長」と名称変更する。また、地区の状況（避難所の数等）に応じて、段階的に職員の配置を行う。

④ 地区の拠点の機能・権限強化について

まちづくりや地区防災対策を始め、福祉施設や介護事業所等との連携強化や見守りネットワークの充実など、地区における福祉的な環境整備の支援なども課題としながら、出張所・まちづくりセンターをより総合的な地区の拠点組織として機能・権限の強化を行うとともに、今後、体制の充実を図り、課長級組織に位置づけることなどを検討する。

平成 25 年度については、主に地区コミュニティの強化、地区防災対策の強化の観点から職員体制の充実を図るとともに、総合支所に出張所・まちづくりセンター所長の事務を取り扱う副参事を設置し、今後の地区の機能・権限の強化のあり方について、検討を進める。

今後、新たな基本構想・基本計画策定の中での「地域のあり方」に関する検討状況を踏まえながら、地区の機能・権限の強化や、三層構造のあり方等の課題について、引き続き

検討を進め、改善を図ることとなる。

また、地区の体制の充実や機能・権限の強化については、全庁的な定員適正化計画等と整合を図ることを前提に取り組むこととし、本庁、総合支所、出張所・まちづくりセンターの役割分担、地区の拠点である出張所・まちづくりセンターが、果たすべき具体的な役割等について、議会等での意見、庁内検討組織による検討を行うこととしている。

平成 25 年度の検討の方向性として、以下のように整理している。

- ① 三層構造について、総合支所保健福祉 3 課のあり方、総合支所街づくり課のあり方、住民記録等の窓口体制などの課題について検討を進める。
- ② 出張所とまちづくりセンターについて、「まちづくり・防災機能」と「住民記録等の窓口機能」の組織運営上のあり方等、出張所とまちづくりセンター機能の整理と明確化について検討を進める。
- ③ 相談・窓口業務の拡充については、地区防災対策の面から充実を図るとともに、地区の活動団体のネットワークの強化に取り組み、地区における身近な相談窓口としての機能の強化を図る。さらに、高齢者見守りネットワークの全区展開に向けて、「早めの相談」に対応できるよう出張所・まちづくりセンターの充実をめざす。
- ④ 地区の区域について、この間の状況変化を踏まえ、用賀出張所地区について、二子玉川分室にまちづくり機能を追加するなどの方法による、地区の分割について調整を進める。

世田谷区では、平成 26 年度を初年度とする基本構想、基本計画づくりに取り組んでいる。平成 23 年 12 月に基本構想審議会を立ち上げ、合計 6 回に及ぶ審議を経て、いよいよ大詰めに入っている。その審議過程において、1つの大きなテーマとして「ひとりでも多くの区民が主体的に区政や公の活動に参加する」ということが挙げられ、今後、その実現に向けた具体策が求められている。地域行政との接点では、地域の特性を活かした行政展開、住民同志の交流（絆）を強力に進めていくことにある。

既述の平成 25 年 2 月の報告においては、今後の取り組み・方向性について、①三層構造、②出張所・まちづくりセンター、③相談・窓口業務、④地区の区域の 4 つの観点から検討を進めるとしている。世田谷区は人口 88 万人を超え、区における人口動態予測では、向こう 15 年程度は、人口の増加を見込んでいる。少子高齢社会の到来に伴う「まちの変化」をどのように受け止め、発展に導いていくのかの岐路にある。政令指定都市に匹敵する人口を抱えた状況を考えると、ひとつの自治体として画一的なまちづくりは困難を極めることは必至であり、ゆえに地域行政の行き先が、区の将来展望にも大きな影響を及ぼすことになる。さらなる検討を進め、地域行政から区民自らの「地域自治」を目指すことが、今、求められている。

【参考】地域行政制度に関する取り組み等

平成 3年 4月	地域行政制度発足 5総合支所スタート
平成 7年 3月	「第2次地域行政推進計画」策定
平成 9年 4月	各総合支所に「保健福祉センター」設置
平成11年 4月	各総合支所に「区民部」、「街づくり部」設置
平成14年 3月	「新たな地域行政推進の方針」策定
平成16年 4月	各総合支所の建築指導課を廃止し、本庁に集約
平成17年 4月	新たな出張所（出張所・まちづくり出張所）のスタート
平成17年11月	「新たな地域行政の推進について（最終報告）」策定
平成18年 4月	新たな執行体制（総合支所・本庁）への移行
平成20年 3月	「出張所改革の評価・検証」策定
平成21年 1月	「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」策定
平成21年 8月	「地区まちづくりの活性化への取組み（報告）」策定
平成21年10月	「まちづくり出張所」を「まちづくりセンター」へ名称変更
平成24年 8月	地域行政担当部設置
平成25年 3月	「地区力の向上と地区防災対策の強化について」策定